

## 4 賃貸住宅入居保証事業 平成29年9月 事業開始



公益社団法人三重県宅地建物取引業協会へ加盟する不動産業者（ハトマークが目印です）が管理する賃貸住宅への入居に際し、親族や友人に入居保証人を依頼することができない低所得者を対象として、入居契約期間内の家賃債務保証料を助成し、住居確保に係る負担を軽減します。



（公社）三重県宅地建物取引業協会のシンボルマーク

**実施内容** ●退去するまでの保証料として、事業者が提携する保証会社が定める金額を原則として一括で支払います。但し、家賃債務保証契約が有期の場合は、2年分（1年契約以外認められない場合は1年分）を上限とします。保証対象とする物件の家賃の上限額は、原則として単身世帯で40,000円、複数世帯で50,000円とします。なお、地域性から家賃上限額以内の物件の確保が著しく困難な場合は、家賃債務保証料が60,000円（退去までの契約又は2年以上の契約の場合）の範囲内であれば、助成対象に含めることができるものとし、助成する家賃債務保証料の上限額は、契約時の家賃月額の上1.5倍又は60,000円のいずれか低い方とします。

**対象者** 次の条件をすべて満たす世帯の世帯主（世帯主以外の者で、事実上当該世帯の生計を維持していると県社協が認める者を含む。）となります。

但し、全ての条件を満たさない場合であっても、県社協が特に必要と認めた場合はその限りではありません。

- ① 三重県内に居住又は居住しようとしており、親族等に入居の保証人を依頼できない状況にある世帯。
- ② 市町民税および県民税について、所得割の課税がされていない世帯。
- ③ 生活保護を受給していない世帯。
- ④ 他に居住用不動産を所有していない世帯。
- ⑤ 世帯員に暴力団の構成員（構成員でなくなつてから5年を経過していない者を含む）が含まれない世帯。

**利用方法** 利用希望者は、みえ福祉の「わ」創造事業に参画している社会福祉法人を通して、みえ福祉の「わ」創造事業運営委員長に対して申し込むものとし、所定の申請書類に所得課税証明書を添えて、みえ福祉の「わ」創造事業事務局である県社協へ必要書類を送付します。

県社協で要件を審査し、利用者および賃貸住宅管理業者へ助成の可否を通知し、賃貸住宅管理業者が指定する金融機関の口座へ、対象となる家賃債務保証料助成金を送金します。



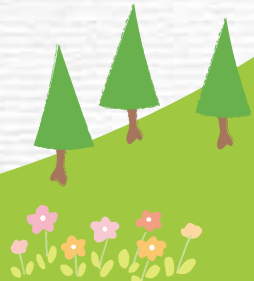
【問合せ先】 みえ福祉の「わ」創造事業事務局 三重県社会福祉協議会 総務企画部

TEL.059-227-5145 専用メールアドレス: mienowa@miewel.or.jp



# みえ福祉の「わ」 創造事業のご案内

三重県社会福祉法人地域公益活動  
みえ福祉の「わ」創造事業

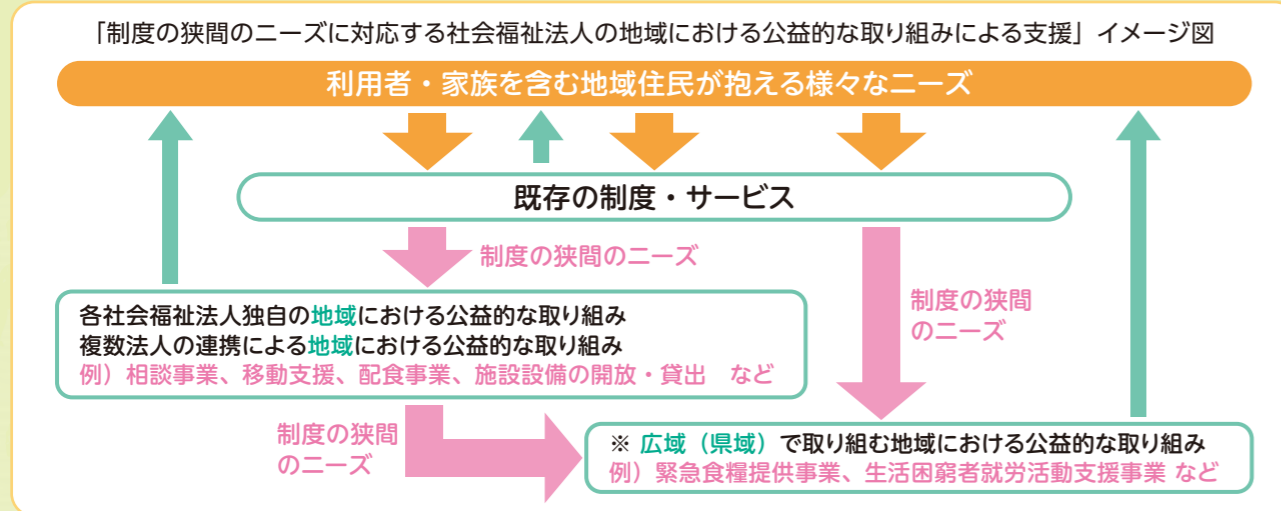






# 三重県社会福祉法人地域公益活動 「みえ福祉の『わ』創造事業」がめざす姿

少子高齢化の進行や雇用形態の変化、核家族や単身世帯の増加などの家族の変容の中にあつて様々な生活課題を抱える方が多くなっています。その中で、「**制度の狭間**」から生じる生活課題を抱える方の支援のうち、地域の課題（下図の※印の内容）解決に取り組むために、社会福祉法人の協働による三重県社会福祉法人地域公益活動「**みえ福祉の『わ』創造事業**」を平成28年4月1日から実施しています。



平成28年度からは生活に困窮している方々を支援するための**3つの事業**  
「生活困窮者支援緊急食糧提供事業」「緊急時物品等支援事業」「生活困窮者就労活動支援事業」  
に取り組み、平成29年9月からは、賃貸住宅の入居に係る保証の支援を行う「**賃貸住宅入居保証事業**」  
を実施します。

## 個別事業の内容

### 1 生活困窮者支援緊急食糧提供事業



生活困窮者世帯に対し、緊急的に食糧を提供することにより、当該世帯の生活維持及び再建に向けた相談支援を推進します。

- 実施内容**
- 当面の食糧に困窮する方に対して、約3週間分(1人世帯の場合)の食糧提供を行います。
  - 食糧は、NPO法人セカンドハーベスト名古屋から提供いただきます。  
配送等の費用について本事業で負担します。

- 対象者**
- 次の条件を全て満たす方となります。
- ① 三重県内に居住しており、緊急かつ一時的な支援が必要である方
  - ② 本事業による食糧の提供を3回以上受けたことがない方
  - ③ 生活保護を受給していない方（申請中を含む）

**利用方法**

申請は、各市町の社会福祉協議会で受け付けます。  
食糧は、NPO法人セカンドハーベスト名古屋から1~2営業日後を目途に届けられます。  
受け取りは申請された市町社会福祉協議会となります。

### 2 緊急時物品等支援事業



緊急性の高い、または就職活動の準備のために支援を要する生活困窮者世帯に対し、**6,000円(1回限り)**を上限として必要な物的支援を行います。

- 実施内容**
- 生活困窮者の自立相談支援にあたって当面必要な消耗品(水、オムツ、生理用品、カセットガス etc.)等を市町社会福祉協議会で購入し、相談者へ支給します。また、就職活動に係る公的証明書類の取得や身だしなみを整えるための費用について、県社協で事前に了解したものについても市町社会福祉協議会で立て替えて支給します。
  - 市町社会福祉協議会で発生した費用については、みえ福祉の「わ」創造事業事務局である三重県社会福祉協議会（以下「**県社協**という。）から後日支払われます。
  - 電気やガスが使えず、炊飯ができない方については、カセットコンロの貸与も可能です。
  - 嗜好品やその他生活を維持するのに最低限必要とは認められないものは除外されます。

**対象者** 緊急性の高い物品等の購入支援を要する生活困窮者世帯の方

**利用方法** 対象者が市町社会福祉協議会で相談される中で利用申請をしていただき、必要となる物品等の購入費用を市町社会福祉協議会で立て替えて支払うことで、購入した物品等は相談者へ即日交付されます。

### 3 生活困窮者就労活動支援事業



生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用者が、就労活動を行うための交通費を助成し、就労による自立に向けての支援を行います。

- 実施内容**
- 自立相談支援事業の利用者が、就労に向けて対象となる活動を行った場合の交通費について、1行程あたり100円を控除し、1行程の上限額1,500円の範囲内で助成します。但し、公共交通機関以外の手段を用いる場合の交通費、居住地管轄または特定隣接地域以外のハローワークまでの交通費、鉄道の普通運賃以外の各種料金は助成対象外となります。

- 対象者**
- 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用者で、次の事由により公共交通機関を利用した方。
- ① 利用者が、自立相談支援事業を2回目以降に利用した場合の自立相談支援機関までの交通費
  - ② 居住地を管轄するハローワークを含む職業紹介事業所までの交通費  
(ただし、ハローワークに関しては、一部の特定隣接地域についても対象に含めます。)
  - ③ 企業等における採用面接会場までの交通費
  - ④ 生活困窮者自立支援制度の任意事業である就労準備支援事業又は就労訓練事業を利用している場合の訓練先までの交通費

**利用方法** 利用者は、利用している自立相談支援機関で利用申請書を入力し、所定の欄に訪問先からの証明を受け、市町社会福祉協議会へ助成金を申請し、交付を受けます。